

第5章 都市機能及び居住を維持・誘導するための施策

1. 施策の方向性

当市では、人口減少や高齢化が進んだ20年後を見据え対応できるよう、「都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導」、「まちづくりと連携した利便性と快適性の高い持続可能な公共交通の構築」、「居住誘導区域における生活環境の拡充と人口密度の維持」により、『発展型コンパクトシティひろさき』を目指します。

この実現に向け、都市機能及び居住を維持・誘導するための施策を、時間軸をもって講じていきます。

①都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導

- 高次都市機能をはじめ様々な都市機能が集積している中心地区では、既存の都市機能を有効活用するとともに、さらなる都市機能を誘導します。
- 住宅を中心とした市街地が形成されている地域拠点では、住民の日常生活を支える都市機能を維持・充実させます。
- 高校、大学等が立地する学園地区においては、高等教育機関等の区域外への移転を防ぎます。

②まちづくりと連携した利便性と快適性の高い持続可能な公共交通の確立

- 中心部の交通軸を強化・形成します。
- 中心部の中心軸と地域拠点を便利な連絡で確保します。
- 田園と地域拠点・鉄道駅との連絡を確保します。
- 都市圏の連携を支える交通軸を確保します。
- 市民の積極的な関わりを推進します。

③居住誘導区域における生活環境の拡充と人口密度の維持

- 他市町村からの人の呼び込みや、若い世代の地域への定着等を進め、市域全体の人口減少の抑制を図ります。
- 居住誘導区域内の生活利便性を高めるとともに、受け皿となる住まいの流動化を図り、居住誘導区域内への住み替えをゆるやかに誘導します。

2. 都市機能誘導区域における誘導施設を維持・誘導するための施策

①都市機能等の施設整備

都市再構築戦略事業など国の支援制度の活用により、中心地区への新たなにぎわい拠点として美術館を核とする文化交流施設を整備するほか、誘導施設の整備及びこれらの整備と併せて都市の再構築に必要な道路・公園等を整備します。

- ・吉野町緑地周辺整備事業
- ・駅前広場整備事業
- ・住吉山道町道路整備事業
- ・中心市街地活性化広場公園整備事業（市民中央広場拡張整備事業）
- ・弘前城本丸石垣整備事業
- ・鷹揚公園整備事業
- ・藤田記念庭園利活用事業

②公共施設等総合管理計画と連携した公的施設の誘導

誘導施設の維持・誘導にあたっては、市有施設を長期的な視点で維持・管理していくことを目的に策定された「弘前市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 2 月）」と連携しながら、公共施設の用途に応じて都市機能誘導区域内への立地を検討します。

- ・公共施設マネジメント推進事業

③公共交通の利便性やサービスの向上

中心地区内を快適に移動でき、さらに中心地区と地域拠点を円滑に移動できる利用しやすく、利便性の高い公共交通網の再編を図るとともに、市の将来を担う学生が公共交通や地域の活性化に貢献する取組への支援や、高齢者など公共交通の需要が高まる世代の利用促進に取り組みます。また、自転車との乗り継ぎ等の連携機能の向上や交通系 I C カードによる利用しやすい料金制度と商店街と連携したサービスの導入などにより公共交通の利便性や快適性、優位性を高めます。

- ・弘前市地域公共交通網形成計画及び再編実施計画に基づく公共交通の再編成
- ・地域公共交通会議（地域公共交通再生モデル事業）
- ・公共交通の駐車場や乗り継ぎ施設等の整備
- ・交通結節点ネットワーク環境向上事業
- ・弘南鉄道大鰐線対策事業
- ・地域内フィーダー系統確保維持費補助金
- ・地域公共交通利用促進事業
- ・まちなかお出かけパス（お出かけシニアパス）事業
- ・学生や市民による公共交通応援活動支援事業

【今後、誘導施設の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- ・公共交通運賃割引による支援
- ・交通系 I C カードシステム・共通ポイントシステム導入

④ 中心市街地の活性化による賑わいの創出と魅力の向上

地域の社会・経済活動の源泉であり、当市の「まちの顔」である中心市街地を活性化するため、弘前市中心市街地活性化基本計画に基づき、官民が一体となって計画的かつ継続的に事業を推進し、中心市街地の賑わいの創出と魅力の向上を図ります。

- ・ 中心市街地活性化基本計画推進事業
- ・ 中心市街地活性化協議会支援補助事業
- ・ 空き店舗活用支援事業
- ・ 中心市街地誘導型パークアンドライド事業
- ・ 吉野町緑地周辺整備事業（再掲）
- ・ 駅前広場整備事業（再掲）
- ・ (仮称) ルネスアベニューリノベーション事業
- ・ 創業・起業支援拠点運営事業

⑤ 都市機能誘導区域における雇用と交流人口の促進

都市機能誘導区域においては、誘導施設の整備にあたって、ふるさと融資等を活用して民間事業者を支援するほか、雇用の創出や都市機能サービスを受ける市民の来訪を促進する取組を実施します。

- ・ ふるさと融資による無利子融資
- ・ ひろさきライフイノベーション推進事業

【今後、誘導施設の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- ・ 交通系 IC カードシステム・共通ポイントシステム導入（再掲）

⑥ 公有地の有効活用による都市機能の誘導

誘導施設の誘導にあたっては、都市機能誘導区域内にある低未利用な公有地や公共施設の再編等により生み出される公有地の有効活用を検討します。また、公共施設との複合利用についても積極的に検討します。

【今後、誘導施設の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- ・ 公有地における定期借地権制度の活用

⑦ 学都ひろさきの充実に向けた官学連携の強化

小学校から大学まで多くの学校が立地する当市は、歴史的にも学都として発展し現在に至ることから、子どもたちが当市で学び住みたいと思えるような学都としての魅力を磨いていくための取組を行います。

- ・ 学都ひろさき未来基金
- ・ 学都ひろさき高等教育機関コンソーシアム活性化支援事業費補助金
- ・ 大学・研究機関との連携推進事業
- ・ 学生や市民による公共交通応援活動支援事業（再掲）

※ 第3章3(2)で設定した誘導施設のうち、「店舗面積1,000㎡を超え10,000㎡以下の生鮮食品を扱う店舗」については、店舗面積の50%以上で生鮮食品を含む食料品を扱う店舗のみを、「店舗面積10,000㎡を超える店舗」については、専門店を除く店舗のみを、第5章2で定める施策の対象とします。

3. 居住誘導区域における居住を維持・誘導するための施策

①移住定住の促進

本市にゆかりのある人に対する効果的なU J I ターン対策や東京圏のアクティブシニアの弘前市街地への移住あるいは二地域居住を促すため、空き家の活用やお試し移住、ローン金利の優遇等、移住へのハードルの軽減を図り、弘前への新しいひとの流れと定住を推進します。

- ・移住者受入推進事業
- ・弘前市移住応援企業認定制度推進事業
- ・弘前版生涯活躍のまち推進事業
- ・地域おこし協力隊導入事業

【今後、居住の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- ・ひろさきU J I ターン起業支援事業

②雇用の維持・創出

雇用力の高い企業の転出の防止や新規誘致を図るとともに、ITや地域資源を活用した起業や農業との兼業等、若い世代が地域に定着できるような新しいワークスタイルの支援を進めます。

- ・ひろさきライフノベーション推進事業（再掲）
- ・創業・起業支援拠点運営事業

③空き地・空き家の流動化と住み替えの推進

弘前市空き家バンク制度等を活用し、空き家の利活用等への支援を行うことにより、居住誘導区域内への住み替えを促進するとともに、空き家の管理不全の防止や円滑な空き家解体等の支援を行なうことで、安全安心な居住環境の形成を図ります。また、老年期を買い物や通院、まちなかへの移動に便利な地域で暮らせる優良な民間の取組への支援を検討します。

- ・空き家・空き地利活用事業
- ・空き家・空き地バンク協議会負担金
- ・スマートウェルネス住宅等推進事業

【今後、居住の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- ・高齢者住宅整備支援事業
- ・集合住宅リニューアル利用促進事業

④公共交通の利便性やサービスの向上

中心地区内を快適に移動でき、さらに中心地区と地域拠点を円滑に移動できる利用しやすく、利便性の高い公共交通網の再編を図るとともに、市の将来を担う学生が公共交通や地域の活性化に貢献する取組への支援や、高齢者など公共交通の需要が高まる世代の利用促進に取り組みます。また、自転車との乗り継ぎ等の連携機能の向上や交通系ICカードによる利用しやすい料金制度と商店街と連携したサービスの導入などにより公共交通の利

便性や快適性、優位性を高めます。

- ・弘前市地域公共交通網形成計画及び再編実施計画に基づく公共交通の再編成（再掲）
- ・地域公共交通会議（地域公共交通再生モデル事業）（再掲）
- ・交通結節点ネットワーク環境向上事業（再掲）
- ・弘南鉄道大鰐線対策事業（再掲）
- ・地域内フィーダー系統確保維持費補助金（再掲）
- ・地域公共交通利用促進事業（再掲）
- ・まちなかお出かけパス（お出かけシニアパス）事業（再掲）
- ・学生や市民による公共交通応援活動支援事業（再掲）

【今後、居住の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- ・公共交通運賃割引による支援（再掲）
- ・交通系 I C カードシステム・共通ポイントシステム導入（再掲）

⑤ 住みやすさの維持・充実の支援

住みやすい環境づくりやまちの魅力向上を目指す市民の取組を支援し、魅力の創出やコミュニティの充実が図られた住みよい居住環境の形成を図ります。

- ・地域まち育て活動推進事業
- ・市民参加型まちづくり 1 % システム支援事業

⑥ 冬でも快適な居住環境の形成

弘前市融雪等推進基本計画に基づき、機械除雪に伴い発生する間口への寄せ雪の処理軽減や地域に応じて融雪施設の整備等を推進し、冬でも快適な居住環境を形成します。

- ・道路等融雪対策推進事業
- ・間口除雪軽減事業
- ・消流雪溝整備事業
- ・道路融雪施設整備事業
- ・融雪装置設置資金貸付金利子補給補助金

【今後、居住の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- ・融雪装置設置費用補助事業
- ・融雪等特別推進地区の設定

⑦ まちなか居住の受け皿づくり

中心市街地における敷地の再編や共同建替え等の支援を行い、新たな居住者の受け皿となる住宅の更新や供給を促進し、まちなか居住の推進を図ります。

- ・（仮称）土手町コミュニティパーク第二期整備事業

